

# 令和6年度(2024年度)

## 柏崎市人事行政の運営等の状況の公表

### <項 目>

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与・定員管理等について
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の退職管理の状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 柏崎市公平委員会の業務の状況

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職種別採用者数（各年4月1日）

	一般事務職員	土木技術職員	建築技術職員	看護師 保健師 理学療法士	教育職員	保育士	調理員 (任期付)	消防士	合計
令和5 (2023)	15	2	1	3	2	2	5	5	35
令和6 (2024)	16	4	2	1	3	3	7	9	45

## (2) 事由別退職者数

	定年	勸奨	その他	合計
令和4(2022)年度	25	0	19	44
令和5(2023)年度	0	0	33	33

※令和5(2023)年度は定年が61歳に延長されたため定年での退職者はありません。

## (3) 4月1日現在の職員数

令和5(2023)年	888人(男555人、女333人)
令和6(2024)年	888人(男538人、女350人)

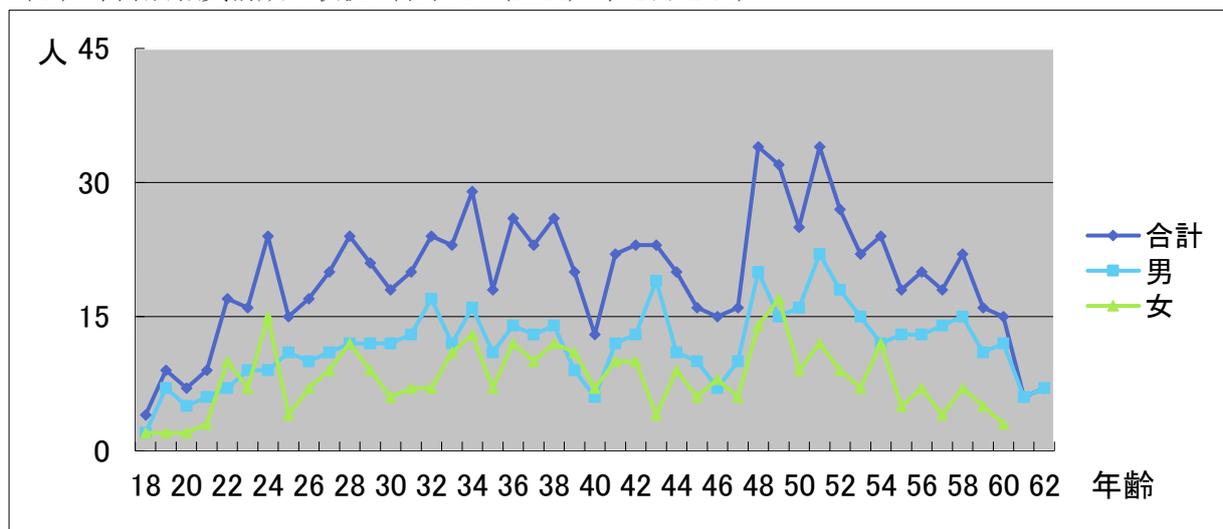
## (4) 部門別職員数の状況（各年4月1日）

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度			
一般行政部門	議会	6	6	0	
	総務	135	134	▲1	一般職の事務取扱化による減
	税務	39	38	▲1	再任用職員の短時間勤務への変更
	民生	193	196	3	子ども・子育て支援体制の強化
	衛生	51	50	▲1	配属変更による減
	労働	2	2	0	
	農水	37	36	▲1	業務見直しによる減
	商工	24	24	0	
	土木	69	70	1	将来的な年齢分布を見据えた建築技師の採用
小計	556	556	0		
特別行政	教育	66	68	2	相談支援体制の強化及び配属変更
	消防	150	148	▲2	予定外退職による減
	小計	216	216	0	
公営企業等 会計部門	病院	14	15	1	診療体制の強化
	水道	35	33	▲2	石川県羽咋郡志賀町への職員派遣
	下水道	25	25	0	
	その他	42	43	1	後期高齢者医療広域連合への派遣
	小計	116	116	0	
合計	888	888	0		

(注) 上記の数に市長、副市長、教育長及び再任用職員(短時間勤務)は、含まれていません。

なお、再任用職員(フルタイム勤務)は、採用者及び退職者には含めず、職員数には含みます。

(5) 年齢別職員構成の状況 (令和6 (2024) 年4月1日)



(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和6 (2024) 年4月1日)

一般職員給料表 (再任用職員のうち、フルタイム勤務の者を含む)

等級	等級別職務基準表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師 (以下「主事等」という。) の職務	88	12.2	主事	56	493	68.7	係員級
				技師	10			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務	68	9.5	保育士	19	493	68.7	係員級
				保健師	1			
3級	主査の職務	177	24.6	看護師	2	493	68.7	係員級
				計	88			
4級	係長、園長又は主任の職務	251	35.0	主事	41	493	68.7	係員級
				技師	9			
5級	課長代理又は副主幹の職務	83	11.6	保育士	14	493	68.7	係員級
				保健師	3			
6級	課長又は主幹の職務	41	5.7	看護師	1	493	68.7	係員級
				計	68			
7級	部長の職務	10	1.4	主査 (一般事務)	137	493	68.7	係員級
				その他専門職の主査	40			
8級	課長代理又は副主幹の職務	83	11.6	計	177	493	68.7	係員級
				総括主任	2			
9級	課長又は主幹の職務	41	5.7	主任 (一般事務)	101	493	68.7	係員級
				その他専門職の主任	57			
10級	部長の職務	10	1.4	計	160	493	68.7	係員級
				係長 (一般事務)	65			
11級	課長代理又は副主幹の職務	83	11.6	その他専門職の係長	13	493	68.7	係員級
				園長	13			
12級	課長又は主幹の職務	41	5.7	計	91	493	68.7	係員級
				課長代理	54			
13級	部長の職務	10	1.4	副主幹	9	493	68.7	係員級
				専門員	8			
14級	課長又は主幹の職務	41	5.7	その他相当する職	12	493	68.7	係員級
				計	83			
15級	部長の職務	10	1.4	課長	33	493	68.7	係員級
				主幹	1			
16級	課長又は主幹の職務	41	5.7	その他相当する職	7	493	68.7	係員級
				計	41			
17級	部長の職務	10	1.4	部長	7	493	68.7	係員級
				その他相当する職	3			
合計		718	100	計	10	493	68.7	部長級

## 2 職員の給与・定員管理等について

この項目は、別に抜き出してまとめましたので、そちらをご覧ください。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間等の状況（令和6（2024）年4月1日現在）

区分	勤務時間		休日
	始業時間	終業時間	
一般行政職	午前8時30分	午後5時15分	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 ・年末年始（12月29日～31日、1月2日及び3日）
	1週間当たり38時間45分勤務		

### (2) 休暇の取得状況（令和5（2023）年度の取得状況）

	年次休暇	特別休暇	療養休暇
1人当たりの平均取得日	14.5日	7.4日	3.2日

### (3) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和5（2023）年度）

育児休業	令和5（2023）年度以前からの継続取得	17人
	令和5（2023）年度新規取得	26人
	新規取得者のうち男性職員	12人
部分休業		8人

### (4) 介護休暇の取得状況（令和5（2023）年度）

介護休暇取得者数	0人
----------	----

### (5) 休暇等の種類（令和6（2024）年4月1日現在）

種類		取得可能期間	
年次休暇		20日付与（1年目は15日）し、20日を上限に翌年へ繰越し	
特別休暇	産前・産後	産前 8週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後 8週間	
	妊産婦への保健指導 又は健康診査	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回で、それぞれ正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	
	妊婦の通勤緩和措置	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間	
	妊娠に起因する症状により 勤務することが困難な場合	一の妊娠期間における14日の範囲内の期間で、必要とする日又は必要とする時間	
	女性	1回について2日以内で必要とする期間	
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間（やむを得ない場合は連続取得可）	
	出生サポート（不妊治療に係る通院）	1年において5日（体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日）	
	慶弔	結婚	7日以内で必要とする期間
		忌引	死亡した親族との関係により日数が異なる。
		父母の追悼	慣習上最少限度必要とする期間

子の看護 育児支援 等	子の看護	1年において5日（中学校就学前の子が2人以上いる場合は10日）の範囲内の期間	
	配偶者の出産	その都度2日以内で必要とする期間	
	男性職員の育児参加	妻の出産予定日の6週間前から子が1歳までの期間内において5日の範囲内の期間	
	事故	地震、水害、火災等による現住居の滅失又は損壊又は生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合	7日の範囲内の期間
		地震、水害、火災、交通機関の事故等による交通遮断、通勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間
	公権公務関係	選挙権の行使	必要と認められる期間
	介護	配偶者、父母、子等に係る短期の介護	1年において5日（要介護者が2人以上いる場合は10日）の範囲内の期間
	その他	証人等としての出頭	必要と認められる期間
		骨髄ドナー	必要と認められる期間
		ボランティア	1年において5日の範囲内の期間
夏季		連続する4日の範囲内の期間	
リフレッシュ		連続する3日の範囲内の期間（勤続30年又は20年職員のみ）	
療養休暇	連続して90日の範囲内の期間		
介護時間	配偶者、父母、子等の介護	連続する3年の間に、1日を通じて2時間を超えない範囲内	
介護休暇		通算して2週間以上6月の期間内において必要と認められる期間（3回まで分割可能）	
組合休暇	登録された職員団体の活動	1暦年につき、30日の範囲内	
育児休業 部分休業	育児休業	子が3歳に達する日まで	
	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内	
高齢者 部分休業	60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内		
自己啓発等 休業	大学等課程の履修又は国際貢献活動	大学等課程の履修：2年（規則で定める場合は3年） 国際貢献活動：3年を超えない範囲内	

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和5（2023）年度）

##### (1) 分限処分の件数及び処分事由

処分名	事由	人数
休職	心身の故障	7人

##### (2) 懲戒処分の件数及び処分事由

なし

## 5 職員のサービスの状況（令和5（2023）年度）

営利企業等の従事許可の事由別人数（非常勤・嘱託職員等を含みます。）

事 由	人 数
住宅・土地統計調査 調査員・指導員	12人
外部講師・外部委員	5人
ライフセイバー	17人
部活動指導、スポーツ指導	14人
その他	81人

## 6 職員の退職管理の状況（令和5（2023）年度）

再就職の届出件数 0件

※令和5（2023）年4月1日以降の退職者で退職時において課長級以上の職にあった者のうち、営利企業等への再就職を届け出た件数です。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### （1）職員研修の実施状況（令和5（2023）年度）

研 修 名	人数	研 修 名	人数
階 層 別		専 門	
新採用職員研修	21	税務事務基礎研修	4
一般職員研修第1部	19	簿記基礎研修	4
一般職員研修第2部	18	地方公会計事務研修	4
主任研修・主査研修	41	市町村民税事務基礎研修	3
係長研修	14	法制執務研修	2
課長研修	5	その他専門研修	23
市 独 自 研 修			
新採用職員研修（前期）	30	コンプライアンス推進責任者研修	51
新採用職員研修（後期）	28	子育て支援・女性活躍推進研修	87
非常勤職員等研修	21	メンタルヘルスセミナー	114
人事評価研修	473	健診後フォローアップセミナー	20
交通安全研修	266	その他	257
派 遣 研 修			
新潟県専門研修（政策形成）	1	全国建設センター研修	7
地域リーダー塾（柏崎）	0	その他（アカデミー研修等）	8

### （2）人事評価制度の状況

平成28（2016）年度に施行された地方公務員法の改正により、これまで取り組んできた人事考課制度をベースとした人事評価制度を導入し、全職員を対象として取り組み、平成30（2018）年度からは、前年度の人事評価結果を、勤勉手当と昇給に反映させています。

柏崎市では人材育成指針に基づき、人材育成のための総合的・戦略的な人事管理システムの構築を目指しています。その中核となる人事評価制度の目的は、職員の成長＝マンパワーの向上であり、これにより人材育成指針に掲げる目指す職員像「柏崎市民のため、将来にわたるまちの持続的発展のために、使命感、責任感及び先見性を持った行動力のある職員」の育成を目指しています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和5（2023）年度）

(1) 健康診断の実施状況（受診者数は、非常勤・嘱託職員等を含みます。）

- ・ 雇入時健康診断 受診者数 30人
- ・ 定期健康診断 受診者数 665人
- ・ 各種健康診断 受診者数 822人（胃がん、大腸がん、前立腺がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、B型・C型肝炎、電離、情報機器作業健診、特定業務従事者健診）
- ・ 人間ドック 受診者数 640人
- ・ 健康指導 健診後フォローアップセミナー

(2) 公務災害及び労働災害（非常勤・嘱託職員等を含みます。）

区分	件数	主な事由
公務災害	8	顔面挫滅創、左顔面打撲、橈骨遠位不全骨折、筋筋膜性腰痛症、腰椎捻挫、ハチ刺傷
労働災害	7	内耳振盪症、左臀部打撲、右足首捻挫・靭帯損傷、右第四趾基節骨骨折

## 9 柏崎市公平委員会の業務の状況（令和5（2023）年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

0 件